

Title	革命期の羅馬に於ける社会闘争 (上) (続「羅馬の社会闘争及び社会思想」)
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.5 (1924. 5) ,p.621(1)- 640(20)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮内省御用達

東洋軒主 伊藤耕之進

電話高輪 特長二、八七〇
二、八七二

○生命保險會社協會地下室

東洋軒支店 丸の内 一、六三三

三田學會雜誌 第十八卷 第五號

論 說

革命期の羅馬に於ける社會鬭争(上)

(續「羅馬の社會鬭争及び社會思想」)

高橋 誠 一 郎

羅馬は其の政治に關する何等の解析も未だ企圖せられざるに先立つて早く既に世界の覇權を掌握した。而して先づ此の方面の事業に着手せる者は羅馬人自身に非ずして、彼れ等に依つて征服せられたる希臘人であつた。アルケーデイア(Archais)のメガロプオーリス(Megalopolis)に生れたるポリビオス(Polybios)は紀

元前百六十八年のマケドニア征服後、羅馬に送られて百六十七年より百五十年に至る十七個年間、人質として抑留せられたるアケイア(Ayaz)人の一人であつた。ポリビオスはマケドニア王國の征服者ポラス(Lucius Aemilius Paulus, Macedonicus) 其の人の客賓と爲り、其の子少シビオーと親交を締し、羅馬の憲法及び當時の羅馬政治家に親炙するの機會を得、特にシビオーの援助に依つて此の大共和國歴史を起稿するの資料を蒐集し得たのである。百五十一年を以て流寓者は希臘に歸還することを許されたが、彼れは幾許もなくして再びシビオーと合體し、其の亞弗利加遠征に従ひ、百四十六年に於けるカータゴオの滅亡に當面したのである。アケイア人と羅馬人との間の戦争は彼れを希臘に呼び戻した、而してコリンスス(korinthos)の占領後、彼れは其の力の限りを盡して被征服者の爲めに有利なる條件を取得するに努めた。

希臘が羅馬の一領土たらしめられたる時、彼れは希臘の諸都市に新政體を組織するの難事業を委ねられた。而して這般の任務を遂行するに當り、彼れは征服者及び被征服者の兩者より最大なる嘉賞を受け、後者は彼れの爲めに彫像の建立、其他の表彰を以て其の勤務に報ひた。(Polybius, Epitome, xl. 10; Pausanias, viii. 9, 30, 37. 44, 48.)

彼れは其の歴史上の力作を進むるが爲めに小亞細亞、埃及、上部伊太利亞、南部佛蘭西及び西班牙にまでも旅行した。彼れが畢生の事業は世界に於ける文明國の全部が如何にして、又た何が故に羅馬の支配を受くるに至れるかを論述せんとするに存する。彼れの著は第一カータゴオ戦役よりカータゴオ及びコリンススの滅亡に至る凡ゆる文明諸國、即ち希臘、マケドニア、小亞細亞、シリア、埃及、カータゴオ及び伊太利亞の運命を抱擁する。彼れが長き羅馬の假寓を通じて、其の羅馬史及び羅馬憲法の研究と其の一身上の經驗とは羅馬民が其の勢力の偉大なる發達を贏ち得たるは彼れ等の幸運に依るに非ずして、他國民の其れに卓越せる彼れ等自身の適性と其の政治的及び軍事的制度の卓越に基くものであつて、斯くて又た彼れ等が急速に世界的版圖を享有するに至れるは或る程度まで歴史的必然の結果なりと云へる確信を有するに至つたのである。此の點に於て彼れの國人を開發し、是れに由つて又た彼れ等に與ふるに其の運命に對する一定の慰安を以てせん

が爲めに、彼れは紀元前二百二十年より同百四十六年に至る其の世界史四十編を著したのである。而も其の大部分は堙滅して、四十編中僅かに最初の五編のみが完全に保存せるのみであつて、自餘の部分は單に其の斷片を傳ふるに過ぎない。然しながら全編の結構は十分に知悉せられてゐる。

即ち是れ等のもの、中、最初の二編は緒言の形態に於て存するものであつて、ガリア人の羅馬破壊より第一カータゴオ戰役に互り、伊太利亞、亞弗利加及び希臘に於ける事件の要略を傳へて羅馬の至上權の興起を録する。最初の主部分、即ち第三編より第三十編までは對照史蹟年表的排列を以て二百二十年より百六十八年に至る事變を叙述するものであつて、羅馬がハンニバル、マケドニア、シリア及び西班牙戰役を通じて其の世界的領域の基を建設しつゝある時代に涉るものである。第二の部分、即ち第三十一編より第四十編に至るまでは百六十八年より百四十六年に互り、之れを顛覆せんとする諸企圖に對して這個世界的版圖を維持し鞏固ならしめんとするの努力を叙する。

二

ポリビオスは其の著の劈頭に於て曰く「如何にして又た如何なる種類の支配を通じて住居に適せる世界の殆んど全部が五十三年を出でざる間に羅馬の羈絆の下に致されたるかを知らんことを欲せざるまでに下劣無感覺なる者存するか。斯くの如きものは實に前代に未だ曾つて類例なき事件である」と。而して後に至つて彼れは言ふ「此の歴史の主たる目的は如何なる時期に於て、如何なる態様に於て、又た如何なる原因よりして、全世界が羅馬の勢力に従屬するに至りたるかを示さんとするに存する」と。「斯くの如き事件の間に、如何なる行動に依つて羅馬人が漸次其の勢力の限界を擴張し、終に世界の主權を掌握するに至りたるかを吾人は明確に悟了し得可きである。而して若し成功不成功に關する單なる冥想が自から吾人をして國家若しくは私人の行動に對する正しき判斷を構成せしむることを得るならば、吾人は茲に吾人の歴史を終る可きである」。然しながら單に諸戰役が如何なる態様に於て終止せるかを觀察したるのみにては決して吾人をして征服若しくは被征服民の孰れに關しても完全圓滿なる知識に到達せしむること能はざるものである。「這般の理由に據つて、斯くの如くして征服せられたる諸邦國

を統治するに際して羅馬人が爾後遵守せる所を回想し、而して又た其の支配者の行動に關して是れ等被征服國の情操は如何なりしかを考察し、同時に特殊の人々の種々なる性格及び性向を叙し、而して私生活に於けると等しく政務に於ても亦た其の氣性及び企圖を明かならしむるも亦た有用なる可きである。是れ等の研究よりして現時の人民は彼れ等の利益が那邊まで彼れ等を驅つて猶ほ羅馬人に對する其の從屬關係を持續せしむるかを悟了するを得せしむ可きである。而して後世は又た此の大共和國の全内政策を十分に了解し、其の短所及び長所に對して正しき判断を下すとを得可きである。而して實に是れに由つて現在及び將來の時代に關して、此の歴史より期待せらる可き主たる利益は生ず可きである。(Polybius, III. i.)。

ポリビオスは其の著の第六編に於て政治的社會の起源及び自然的變革を考察してゐる。彼れはプラトーン及びアリストテリースを始めとして過去に於ける大多數の論者等が三種の統治即ち王政、貴族政及び民主政の三者を區別せることを指示せる後、彼れ等が是れ等のもの以外に他に統治の種類存せざるものと

して之れを説きたるか若しくは單に其の最良の種類として之れを云々せるものとして考察せらる可きものなりや否やを問ふた。而して彼れは孰れの場合に於ても彼れ等が誤謬に陥れることを宣言して這般の間に答へる。蓋し嘗だに既述せる三典型の混合より成る他の政體存するのみならず、理性及び經驗の兩者が示すが如く、這般の合成的典型は最良可能なる政體なるが故である。然しながら彼れは進んで此の最良なる政體に特有なる長所を列挙するに先立ち其の論歩を停めて這般の政體が自己の特性を攝取せる單純なる諸政體を叙述する。彼れは三種の單純なる政體と關聯して腐敗せる三個の政體の存することを聲明する。彼れの主張する所に據れば、王政なる稱號は本來單一なる君主によつて統治せらるゝ凡ゆる支配に適用し得可きものに非ずして、單に其の元首が被治者の承諾によつて其の權威を取得し、強力及び恐怖よりも寧ろ正しき理性に従つて之れを行使する所のものゝみに適用せられ得るものである。支配者が凡ゆる他の手段に依つて其の地位を獲得し、其の權威を維持する場合には之れに適せる名稱は暴政であつて、王政ではない。斯くて又た彼れは政府最高の管理が自由の選擇に由つて

任命せられ、若しくは其の純厚と慎重とに由つて傑出せるものに非ざる少數者の手中に存する政府に對して貴族政の稱號を冠することを拒み、寡頭政なる名稱を適用する。最後に群衆の全體が拘束を受くることなくして自己の企圖及び計畫を追求するの自由を僭取せる統治は民主政と思料せらる可きものに非ざること、彼れは宣言する。彼れ曰く、吾人が其の國の舊習に従つて諸神に對して相當の尊敬を拂ひ、其の父母を尊崇し、年長者に對して敬意を表し、而して法規に服従するに慣れたる一人民を見るの時、斯くの如き市民の集會に於て其の大部分の決議が統治の定規たらしめらるゝ時に於てのみ吾人は惟り民主政治を見ると。彼れは民衆政治の腐敗せる形態を稱して單に「群衆政治」と云ふ。(Westel Woodbury Willoughby, *The Political Theories of the Ancient World*, 1903, p. 270.)

ポリビオスは是れ等の三政體及び其の廢頽に關する其の解説を續けて、是れ等のものが單純なる形式的連系以上のものを形成することを知らしめんとする。諸國家の經驗は諸政體が相互に明確なる歴史的順序に於て存することを指示する。其の出發點は文明の諸技術及び社會的生活の慣習が未だ知らるゝことなき

状態である。這般の状態は洪水、飢饉、惡疫又は其の他斯くの如き禍患に由つて人類が僅少、兇猛なる殘滓を留むるに至りたる結果として時々再現す可きものであると彼れは考へる。是れ等の少數は本能の力に由つて相互に結合して、宛も理性を賦與せらるゝことなき他の動物の間に於て最強なるものが群衆を指導すると等しく、最も強大にして最も勇敢なるものゝ指導に服従し、斯くて又た自然の自發的創造たる最初の政體即ち強力に基ける君主政體を創始する。然も、其の後斯くの如き社會に於て共同の教育と相互の交際とが新たななる情操と習慣とを生じたる時、爰に初めて王政起り、人心中に貴賤及び正邪の總念は生ずる。理性の發達と經驗の教導とに由つて、正義及び義務の觀念は顯著と爲り、君主の權力は倫理に基礎を有するものと看做さるゝに至る。固と其の強力と知力とのみに依つて人間社會の指揮者と爲れる者が正義を以て、公共の福利を増進するが爲めに其の權力を行使するの時、彼れ等は最早彼れが優越せる力を恐怖せずして彼れの承認せられたる睿智と誠實とに心服する。斯くて自然的專制政治は王權に變じ、君主は常に國王と稱せられる。國王が正義と倫理とを顧みざるに至りたる時、彼れは暴

君と爲り、人民の有徳なる指揮者は貴族政治を組織して其の權力を覆す。這般の政體は次第に寡頭政治に墮落する。寡頭政治は少數者の不正不徳である。是れよりして民主政治は發生する。國家は暫く被治者の利益に依つて支配せられる。然も纏がて其の間に軋轢が生ずる。富者は更らに大なる權力を求めて弱者及び愚者を悪化せしめ、不正、暴虐並びに之れに對する不平が増加する。民主政治は又た群民政治、即ち純然たる下民の支配に墮落する。群庶の暴虐と無節制とは遂に強力に依つて支配する新たなる專制君主を興起せしめる。斯くて因果の小車は爰に一回轉を了して、人民は彼れ等が其の政治的生活を開始せるに等しき政體の下に自己を看出すのである。而して是れ等三個の本原的政體は自己の内に其の腐敗廢潰の萌芽を有するものである。(W. A. Dunning, *A History of Political Theories, ancient and mediæval*, 1902, pp. 115-116.)

三

必然と自由との闘争たる歴史は一個の倫理的問題である。而もポリペイオスは宛も之れを以て機械的問題なるかの如くに取扱ふ。彼れは前述せる政變の循

環期に對して殆んど宿命論的確實を主張する。之れが順序を記憶する時は一定國家の現狀を視察して其の將來の發達を豫言することが出来る。即ち彼れ曰く、是れ等の原理を熟知するに依つて、一國內に生ず可き凡ゆる變革の正確なる時機を豫言することは恐らく容易ではあるまいが、而も吾人の情操にして偏見と激情とより解放せらるゝならば、そが現存する向上若しくは衰微の程度を判斷し、又たはそが結局變成せざるを得ざる形態を斷言するに於て欺かるゝこと極めて稀れなる可きである。羅馬國其の者と雖も殆んど斯くの如き旋回を免るゝこと能はざるものである。是れ等三個の單純なる形態のより良好なる要素を複合せる政府を設立するに由つて、這個純粹なる諸典型の各個が其の廢頽せる原型に變化せざるを得ざるの傾向は幾分之れを避くることを得可きである。而も革命は縱令ひ延期せらるゝも、然も絶對に防止せらるゝを得ない。斯くてリッポルゴス(Lippolis)は諸政體の巧妙なる混合に依つて凡ゆる他の諸國が享有し得たるよりも遙かに長く革命の厄を免るゝことを得たのである。斯くて又たラケデイモン(Lakedaimon)國が建國の太初に於て其の創業者の先見と理性とに依つて得たる所

のものを、羅馬人は時々現實の危急によつて彼れ等に暗示せられたる改正案を採用するに由つて徐々に取得したのである。斯くて又た彼れ等は實に「現代に於て知悉せらるゝ總べての政府の最も華麗なる形態」を有するものである。然しながら結局羅馬も亦た不可避なる變革の順序に従はなければならぬ。(Willoughby, op. cit. p. 273.)

ポリビオスは更らに進んで羅馬國の組織が羅馬人自身に取つてすら彼れ等の政府が民主政なりや、貴族政なりや、將た又た君主政なりや否やを的確に決定すること容易ならざるまでに完全なる均衡を以て結合せる純粹なる三政體の要素を包有することを示してゐる。王權は執政官中に存する、元老院は本然に於て貴族政治的であり、又た民會は明かに民主的である。然しながら統治機關の發動に際して是れ等諸要素の抑制及び平衡は明瞭である。執政官の權威の眞髓は市外に於ける其の絶對の軍事的權力である。而も元老院は其の軍費を管理し、彼れをして其の任期満了に際して指揮權を保持せしむ可きや否やを決定し、又た彼れが功名心の窮極目的たる凱旋式を布告すると否とは其の權内に屬する。他方に於

て民會は彼れを抑制して其の行動を釋明せしめ、其の宣戰媾和の問題に對する支配に由つて常に有效に彼れの軍事的行動を阻止することが出来る。元老院は財政上に於て、又た同盟者及び外國民との折衝上に於て廣大なる行政權を有する。而も民會は法律によつて元老院の一般的權力を制限することが出来る。而して斯團體の各個の議決若しくは其の集合其の者すら人民の特殊の代表者たる護民官の單なる否認に由つて妨げらるゝことが出来る。最後に民會は第一に人民の大多數が經濟的に休戚を有する伊太利亞全土の公事業に對する一切の契約を管理し、又た殆んど總べての訴訟に際し其の陪審官が元老院議員中より選任せらるゝが爲めに、而して第二に總べての市民が早晚兵士として執政官の絶對權の下に立つことある可きが故に其の活動に對して制限を受くるのである。斯くてそは復讐を恐れて元老院及び執政官の計畫及び權威に對する放慢なる反抗を慎むに至るのである。(Dunning, op. cit., pp. 116-117.)

斯くの如く羅馬憲法の安定を確保する諸原理を表明せる此のポリビオスの著が未だ完成せざるに早くグラツカスの煽動に依つて其の破壊を以て終れる動

亂の時代は開始せられたのである。

四

グラッカス没落以後、一百年に互れる羅馬の政治史は貴族對民衆間に於ける決戦死闘の持續である。而して是れ等兩抗争者の一方は交互に他に對して優勝の地位に立つた。而して帝國の發達と國外に於て戦争を續行し、國內に於て秩序を維持するの必要とは遂に此の闘争に決定的の轉機を與ふるに至るのである。

元老院はグラッカス其の人の武器を以て彼れを撃退せるが故に、最も重要なる諸點に於ては依然彼れ等兄弟の憲法を以て統治を行はなければならなかつた。復古は常に革命である。而して此の場合に於ては復活せしめられたるものは舊統治者であつて、舊統治ではなかつた。而も元老院は全然グラッカスの憲法を破毀せんとすることなきも、適當なる時機に於て其の中に存する支配的貴族團體に對して眞に有害なる諸要素を徹底的に除去せんとするの意志を深く藏せるとは争ふ可らざる事實である。最初反動は主として個人的の問題に現れた。然しながらそは直ちに穀物の分配、亞細亞領の課税、若しくは陪審官及び法廷に關するグラッカ

スの施設を廢止することなく、嘗だに商的階級及び首都の無産階級を好遇せるのみならず、既にマールカス・リゾイアス・ドルッサスの諸法の提出に由つて行はれたるが如く、是れ等の兩勢力、殊に無産階級に對してグラッカス兄弟によつて行はれたるよりも遙かに明確なる敬意を表するの態度を維持した。彼れ等が斯くの如き態度に出でたるは單にグラッカスの革命が猶ほ其の時代の人心を失ふことなく、其の創設せる所のものを擁護せるが爲めのみに非ずして、少くとも貴族團體が庶民の利益を助成し援護するは實に彼れ等自身の利益と完全に相一致するものであつて、斯くの如き政策に依つて犠牲たらしめらるゝものは單なる公共の福利以上に何物も存することなかりしに由るものである。而もケーヤス・グラッカスが國家の平安を増進するが爲めに案出せる諸方策の全部は貴族團體によつて拋棄せられたのである。彼れの計畫中に在つて最も高貴なるものは最も急速且つ有效に攻撃せられたのである。即ち先づ羅馬市民と伊太利亞人との間に法律的平等を設定し、而して後、之れを伊太利亞と領域との間に及ぼし、是れに由つて國家の單なる支配的、消費的構成要素と單なる奉仕的勞作的構成要素との間の區別が廢除せら

るゝが故に、同時に史上に現れたる最も廣大にして系統的なる移住に由つて社會問題を解決せんとするの計畫が即ち是れである。尤もマークス・フランクに依つて着手せられたるアルペス山外の征服が進捗しつゝある間にナアポオ(Napoli)の植民地が紀元前百十八年若しくは百十六年を以て此の地に創設せられ、數次政府黨よりの反對を受け元老院は直接に之を廢止するの提案を爲せるに拘らず、永く消滅することがなかつた。而も這般の例外を除いては政府は遍く伊太利亞外の土地割當を防止し得たのである。(Mommson, op. cit., S. 127.)

五

伊太利亞の領土問題も亦た同様の精神を以て決定せられた。ケーヤスの伊太利亞植民地、殊にカピエーアは廢止せられた。而して是れ等のものゝ中、既に植民せられたるものは再び解散せしめられた。タレントラムの其れのみが惟り舊希臘共同團體の側に置かれたるネプチエニア(Nephtunia)の新都市の形態に於て存續することを許された。非植民的割當に由つて既に配分せられたる領土は依然として受領者の手中に存した。國家の利益の爲めにグラッカスが彼れ等に對して課せ

る制限、即ち地代及び讓渡の禁止がドルッサスによつて廢止せられたるとは既述の如くである。他方に於て猶ほ占有權者に由つて領有せらるゝ領土、即ち拉丁人に依つて享有せらるゝ領土以上に概ね前述せるグラッカスの設けたる最大限に従つて其の保有者によつて所持せらるゝ地産より成立す可きものに關しては斷乎として從來之れを占有し來れる者の權利を擁護し、將來に於ける分配の可能性を防止することが決意せられた。ドルッサスによつて約定せられたる三萬六千の新農場の配分は疑ひもなく先づ是れ等の土地よりして形成せられなければならなかつた。然しながら彼れ等は這個伊太利亞領土の數十萬ジエグラを看出す可き場所を考究するの煩勞を避けて、既に其の目的を盡したるドルッサスの植民法を暗々裡に拋棄したのである。極めて重要ならざるシレンシウム(Scylacium)の植民地は恐らくドルッサスの植民法に歸せらる可き唯一のものであらう。他方に於て護民官ソリアス(Spurus Thorius)が元老院の指圖によつて提出せる法案を以て配分委員は百十九年に廢止せらるゝに至つた。而して一定の地代は公領地の占有者に課せられ、其の收入は穀物分配資金の一部を構成するに至れるを以て明かに首府の民

衆を利用することゝ爲つたのである。更らに其の歩を進めて穀物贈與の増加を包含せる提案は賢明なる護民官ケーヤス・マリウス(Caius Marius)によつて回避せられた。其の後八年、即ち百十一年に至り、終に新法令によつて占有せられたる公領地は直ちに従前の占有者の無地代私有財産と爲つた。誤つてソリアス農地法(Lex Thoria, agraria)の名を以て大部分猶ほ傳存するものは是れである(Cf. Bruns, Lex Agraria, 67)。同法は、此後公領地が全然占有せらる可きに非ずして、賃貸せらるゝか、若しくは共同の牧場として開放せらる可きことを附加した。後の場合には大なる家畜所有者が實際上小なる家畜所有者を排除することなきが爲めに大家畜十頭及び小家畜五十頭を以て最大限と定めた。斯くの如き制規は久しき以前に抛棄せられたる占有制度の有害なる性質が遂に公に承認せられたるを示すものである。而も不幸にして這般の制規は既に斯制度が國家よりして概ね其の領土を奪ひ去れる時に至つて初めて制定せられたのである。

斯くて羅馬の貴族團體は其の利益を念とし、占有せられたる土地にして猶ほ其の手中に存せるものゝ總べてを自己の財産に變せしむると同時に伊太利亞の同盟者を慰撫した。斯くの如きは實に伊太利亞の同盟者、特に其の都市の貴族團體が享有せる拉丁公領地の所有權を交付するに由れるものに非ずして、彼れ等の特權によつて彼れ等に保證せられたる拉丁公領地に關する諸權利を完全に保存するに依れるものである。反對黨は不幸なる地位に立つた。蓋し最も重要な物質上の問題に在つて伊太利亞人の利益は首府に於ける反對黨の其れと相背馳したるが故である。洵に伊太利亞人は羅馬の政府と一種の聯盟を締結し、幾多羅馬傭民家の放慢なる計畫に對する保護を元老院に求めて之れを得たのである。(Mommsen, op. cit. S. 127-129)。

斯くて復古政府は周到なる注意を以てグラッカスの憲法中に存したる革新の萌芽を根本よりして抜き取らんとしたのであるが、然もそはグラッカスによつて生ぜしめられたる對抗的勢力の存在に依つて全然無効に終らなければならなかつた。首都の貧民は依然として食料に對する權利を有して居つた。商人階級より裁判官を選任するの一事は貴族團體中の地位高く自負強き人々に取つては嫌惡す可きものであつたに拘らず、元老院は又た之れに同意した。貴族團體の課せられた

る拘束は其の威嚴を損ふものであつた。而も彼れ等は是れ等のものを排除するが爲めに眞摯なる努力を行ふことなかりしの觀がある。少くとも被放民の投票權に對して憲法上の制限を加へたる百二十二年のスコーラス(Marcus Aemilius Scaurus)法は元老院政府が改めて其の煽民家を抑制せんとせる長期間に於ける唯一の企圖であつた。百〇六年を以て執政官シーピオ(Quintus Servilius Cæpio)が裁判權を再び元老院議員中より選任せられたる裁判官に委任するが爲めに提案せるLex Servilia, *judicialia*は實に元老院政府の志望せる所を示すものである。而もそは等しく又た有力なる階級に反抗して一定の政策を實施せんとする場合には彼れ等は殆んど其の志望を實現し得ざりし事實を物語るものである。即ち此の法律は一度び通過を見たるも、極めて急速に一掃し去られたのである。

直接配給の原理と其限度(下)

向井 鹿松

十四

純技術的行爲中尤も早く商業より分離し獨立せる經營となつたものは恐らく交通であらう。Schollerに從へば各種の交通事業が發達し從來の商業を全く一變するに到つたのは十六世紀からである(註)。而して今日では交通は之を商業と區別するのが普通である。蓋し商業上の一職分が商業より分離して獨立の營業となり商業と相並んで傍系組織となる場合には單に商業上の職分のみに限らず廣く他の職分をも併せ行ふのが普通であるからである。例之交通業が貨物の運搬以外に人の運送をなすが如き之である。けれども運送は貨物配給上の重大なる一職分をなすものであつて従つて亦配給費の一部を構成するものである。然れども今日と雖も貨物の移動全般が交通業者の手に移つたわけではない。例之